

議案第14号

令和3年度における市長等の給与の特例に関する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

令和3年度における市長等の給与の特例に関する条例

市長、副市長、公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における給料月額は、大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）第3条第1項、大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第39号）第3条第1項、大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第22号）第3条第1項及び大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（昭和36年条例第17号）第3条の規定にかかわらず、これらの規定による額からその100分の10（常勤の監査委員にあっては、100分の3.8）に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定による額とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第15号

大津市まちなか交流館条例を廃止する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市まちなか交流館条例を廃止する条例

大津市まちなか交流館条例（平成27年条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第16号

大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員等の旅費に関する条例（昭和32年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「1日当たりの定額又は実費額」を「実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額」に改める。

第16条第1項を次のように改める。

車賃の額は、実費額による。

第16条第2項中「。以下同じ」を削る。

第21条を次のように改める。

（在勤地内の旅行の旅費）

第21条 在勤地内における旅行については、鉄道賃（第13条第1項第1号に掲げるものに限る。）又は車賃に限り、支給する。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第17号

大津市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市特別会計条例の一部を改正する条例

大津市特別会計条例（昭和39年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市特別会計条例の規定は、令和3年度以後の歳入及び歳出について適用し、令和2年度の歳入及び歳出については、なお従前の例による。

議案第18号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第19項第4号ア中「第30条第8項（同法第31条第2項）」を「第35条第8項（同法第36条第2項）」に改め、同号イの表300平方メートル未満のもの項の次に次のように加える。

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円
-----------------------------	---------

別表第19項第4号イの表300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの項中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イの表備考中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改め、別表第19項第58号中「第11条の4第1項第1号」を「第11条の3第1項第1号」に改め、同表第32項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同項第1号中「16,000円」を「16,800円」に、「12,600円」を「13,200円」に改め、同項第2号中「喫茶店営業」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業」に、「9,600円」を「10,100円」に、「7,600円」を「8,000円」に改め、同項第3号中「菓子製造業」を「食肉販売業」に、「14,000円」を「10,100円」に、「11,000円」を「8,000円」に改め、同項第4号中「あん類製造業」を「魚介類販売業」に、「14,000円」を「10,100円」に、「11,000円」を「8,000円」に改め、同項第5号中「アイスクリーム類製造業」を「魚介類競り売り営業」に、「14,000円」を「23,100円」に、「11,000円」を「18,200円」に改め、同項第6号中「乳処理業」を「集乳業」に、「22,000円」を

「10, 100円」に、「17, 300円」を「8, 000円」に改め、同項第7号中「特別牛乳搾取処理業」を「乳処理業」に、「22, 000円」を「23, 100円」に、「17, 300円」を「18, 200円」に改め、同項第8号中「乳製品製造業」を「特別牛乳搾取処理業」に、「22, 000円」を「23, 100円」に、「17, 300円」を「18, 200円」に改め、同項第9号中「集乳業」を「食肉処理業」に、「9, 600円」を「23, 100円」に、「7, 600円」を「18, 200円」に改め、同項第10号中「乳類販売業」を「食品の放射線照射業」に、「9, 600円」を「23, 100円」に、「7, 600円」を「18, 200円」に改め、同項第11号中「食肉処理業」を「菓子製造業」に、「22, 000円」を「14, 700円」に、「17, 300円」を「11, 600円」に改め、同項第12号中「食肉販売業」を「アイスクリーム類製造業」に、「9, 600円」を「14, 700円」に、「7, 600円」を「11, 600円」に改め、同項第13号中「食肉製品製造業」を「乳製品製造業」に、「22, 000円」を「23, 100円」に、「17, 300円」を「18, 200円」に改め、同項第14号中「魚介類販売業」を「清涼飲料水製造業」に、「9, 600円」を「23, 100円」に、「7, 600円」を「18, 200円」に改め、同項第15号中「魚介類競り売り営業」を「食肉製品製造業」に、「22, 000円」を「23, 100円」に、「17, 300円」を「18, 200円」に改め、同項第16号中「魚肉練り製品製造業」を「水産製品製造業」に、「16, 000円」を「16, 800円」に、「12, 600円」を「13, 200円」に改め、同項第17号中「食品の冷凍又は冷蔵業」を「冰雪製造業」に、「22, 000円」を「23, 100円」に、「17, 300円」を「18, 200円」に改め、同項第18号中「食品の放射線照射業」を「液卵製造業」に、「22, 000円」を「23, 100円」に、「17, 300円」を「18, 200円」に改め、同項第19号中「清涼飲料水製造業」を「食用油脂製造業」に、「22, 000円」を「23, 100円」に、「17, 300円」を「18, 200円」に改め、同項第20号中「乳酸菌飲料製造業」を「みそ又はしょうゆ製造業」に、「14, 000円」を「16, 800円」に、「11, 000円」を「13, 200円」に改め、同項第21号中「冰雪製造業」を「酒類製造業」に、「22, 000円」を「16, 800円」に、「17, 300円」を「13, 200円」に改め、同項第22号中「冰雪販売業」を「豆腐製造業」に、「14, 000円」を「14, 700円」に、「11, 000円」を「11, 600円」に改め、同項第23号中「食用油脂製造業」を「納豆製造業」に、「22, 000円」を「14, 700円」に、「17, 300円」を「11, 600円」に改め、同項第24号中「マーガリン又はショートニング製造業」を「麺類製造業」に、

「22,000円」を「14,700円」に、「17,300円」を「11,600円」に改め、同項第25号中「みそ製造業」を「そうざい製造業」に、「16,000円」を「23,100円」に、「12,600円」を「18,200円」に改め、同項第26号中「しょうゆ製造業」を「複合型そうざい製造業」に、「16,000円」を「27,100円」に、「12,600円」を「23,500円」に改め、同項第27号中「ソース類製造業」を「冷凍食品製造業」に、「16,000円」を「23,100円」に、「12,600円」を「18,200円」に改め、同項第28号中「酒類製造業」を「複合型冷凍食品製造業」に、「16,000円」を「27,100円」に、「12,600円」を「23,500円」に改め、同項第29号中「豆腐製造業」を「漬物製造業」に、「14,000円」を「14,700円」に、「11,000円」を「11,600円」に改め、同項第30号中「納豆製造業」を「密封包装食品製造業」に、「14,000円」を「23,100円」に、「11,000円」を「18,200円」に改め、同項第31号中「麺類製造業」を「食品の小分け業」に、「14,000円」を「14,700円」に、「11,000円」を「11,600円」に改め、同項第32号中「そうざい製造業」を「添加物製造業」に、「22,000円」を「23,100円」に、「17,300円」を「18,200円」に改め、同項第33号及び第34号を削り、同表第61項第1号ア㊦の表300平方メートル未満のもの項の次に次のように加える。

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	292,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円）
-----------------------------	---------------------------------------

別表第61項第1号ア㊦の表300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの項中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア㊦の表300平方メートル未満のもの項の次に次のように加える。

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	116,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円）
-----------------------------	---------------------------------------

別表第61項第1号ア㊦の表300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの項中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、別表第62項第1号ア㊦の表300平方メートル未満のもの項の次に次のように加える。

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円
-----------------------------	----------

別表第62項第1号ア㊦の表300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの項中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア㊦の表備考中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改め、同号ア㊦の表300平方メートル未満のもの項の次に次のように加える。

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	114,000円
-----------------------------	----------

別表第62項第1号ア(イ)の表300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの項中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)の表備考中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改め、同号イ(イ)の表300平方メートル未満のもの項の次に次のように加える。

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	33,000円
-----------------------------	---------

別表第62項第1号イ(イ)の表300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの項中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)の表備考中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改め、同号イ(イ)の表300平方メートル未満のもの項の次に次のように加える。

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	28,000円
-----------------------------	---------

別表第62項第1号イ(イ)の表300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの項中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)の表備考中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改め、別表第62項第2号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同号ア(イ)の表300平方メートル未満のもの項中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円)
-----------------------------	---------------------------------------

別表第62項第2号ア(イ)の表300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの項中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)の表300平方メートル未満のもの項の次に次のように加える。

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	114,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円)
-----------------------------	---------------------------------------

別表第62項第2号ア(イ)の表300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの項中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)の表200平方メートル未満のもの項中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、別表第62項第3号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項第4号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第29条第2項第3号」を「第34条第2項第3号」に改め、同項第5号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2

項」を「第36条第2項」に改め、同項第6号中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同号ア)の表300平方メートル未満のもの項中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同項の次に次のように加える。

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円(評価書面等の添付がなされたものにあつては、18,000円)
-----------------------------	--

別表第62項第6号ア)の表300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの項中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア)の表300平方メートル未満のもの項の次に次のように加える。

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	114,000円(評価書面等の添付がなされたものにあつては、18,000円)
-----------------------------	--

別表第62項第6号イ)の表300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの項中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ)aの表200平方メートル未満のもの項中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、別表第62項第7号中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第19項第58号の改正規定は公布の日から、同表第32項の改正規定及び次項の規定は同年6月1日から施行する。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号。以下「改正政令」という。)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例により営業を行う者がこの条例の施行の日以後当該営業について最初に行う食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第2条の規定による改正後の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の許可の申請(改正政令第1条の規定による改正後の食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第26号及び第28号に係るものを除く。)については、引き続き同一の営業の許可について申請されたものとみなして、改正後の大津市手数料条例別表第32項各号(第26号及び第28号を除く。)の規定を適用する。

議案第19号

大津市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市道路占用料条例の一部を改正する条例

大津市道路占用料条例（昭和28年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	7円
			その他のもの		22円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	1,770円	
	その他のもの	上空に設けるもの 地下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,470円	
				730円	
	その他のもの		2,210円		

別表法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の項中「第32条第1項第3号及び第4号」を「第32条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第20号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第21号

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「」を削り、「」という）を「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和 3 年 2 月 22 日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市道の構造の技術的基準を定める条例（平成 24 年条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第 44 条を第 45 条とし、第 43 条の次に次の 1 条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第 44 条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 10 条第 1 項に規定する新設特定道路を除く。）は、大津市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 59 号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第23号

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24
年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「除く。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加
え、「これに」を「これらに」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第24号

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条第1項第1号中「、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」及び「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項前段中「において」を「において、」に、「には、」を「には」に改め、「同じ。）を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）第5条第2項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ」

を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第80条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第80条において同じ。）を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第80条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第80条において同じ。）を行う場合

第7条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「（保健師、助産師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第80条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第8条第2項前段中「において」を「において、」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠であ

る障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
 - (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
- 第8条第6項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「前各項」を「第1項から第5項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「第2項」の次に「及び第3項」を加え、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第8条第3項中「前項」を「前2項」に、「従業者を」を「従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第25条第4項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）」を「基準省令」に改める。

第29条第5項に後段として次のように加える。

この場合において、会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用する方法により開催することができるものとする。

第39条中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第40条に次の1項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第40条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第42条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第43条第2項中「指定児童発達支援事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第45条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第46条第1項中「次項」の次に「及び第3項」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第47条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第53条第2項中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加える。

第61条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第78条中「第45条中」を「第45条第1項中」に改める。

第80条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項前段中「において」を「において、」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第80条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第87条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第92条第2項中「の学部で」を「(短期大学を除く。),若しくは大学院において」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第98条中「第40条」の次に「、第40条の2」を加える。

第103条中「第40条」の次に「、第40条の2」を加え、「第45条中」を「第45条第1項中」に改める。

第104条第1項中「、第2項及び第4項、第8条」を「から第3項まで及び第5項、第8条(第3項及び第6項を除く。)」に、「第80条第1項、第2項及び第4項」を「第80条第1項か

ら第3項まで及び第5項」に、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「、第2項」を「同条第3項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「、第3項」に、「及び第2項」を「及び第3項」に、「第3項中「指定児童発達支援事業所」を「第4項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第4項中「指定児童発達支援事業所」を「同条第5項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第5項」を「同条第7項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「、第2項」を「同条第3項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「、第3項」に改め、同条第2項中「第7条第5項及び第80条第5項」を「第7条第6項及び第80条第6項」に改める。

附則第2条中「及び第3項第1号」を「及び第4項第1号」に、「同条第3項第1号」を「同条第4項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項及び第47条第2項（新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第40条の2（新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第40条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第43条第2項（新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場

合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第46条第3項(新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(旧指定児童発達支援事業者等に係る経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧条例」という。)第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業者(次項及び附則第8項において「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、新条例第7条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 7 旧指定児童発達支援事業者に対する新条例第7条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。
- 8 旧指定児童発達支援事業者については、新条例第8条第6項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現に旧条例第61条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者(次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。)については、新条例第61条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧条例第61条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

- 1 1 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第80条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新条例第80条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 1 2 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第80条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 1 3 この条例の施行の際現に旧条例第87条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新条例第87条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 1 4 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧条例第87条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

議案第25号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す
る条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す
る条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支
援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第4号）の一部を次
のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなけれ
ば」に改める。

第5条第4項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第7条第1項中「及び第4号」を削り、同条第2項中「第5号並びに」を「第4号並びに」に
改める。

第15条第1項中「平成25年条例第7号」の次に「。第36条第3項において「指定障害福
祉サービス等基準等条例」という。」を加える。

第27条第5項に後段として次のように加える。

この場合において、会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置
等」という。）を活用する方法により開催することができるものとする。

第36条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス等基準等条例第195条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス等基準等条例第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第46条中「第52条」を「第52条第1項」に改める。

第47条に次の1項を加える。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第47条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第47条の2 指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第49条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第50条第2項中「指定障害者支援施設は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第52条に次の1項を加える。

- 2 指定障害者支援施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第53条に次の1項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第59条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第59条の2 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第59条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第47条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第50条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第26号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第46条」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第11条第5項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第12条第1項中「及び第4号」を削り、同条第2項中「第2号ウ及び第5号」を「第2号ウ及び第4号」に改める。

第19条第5項に後段として次のように加える。

この場合において、会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用する方法により開催することができるものとする。

第28条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（天津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第7号）第195条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第37条に次の1項を加える。

- 4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

- 第37条の2 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条第2項中「障害者支援施設は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的 to 開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

- (2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

本則に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第46条 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、改正後の大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施

設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第46条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第37条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第39条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体拘束等の禁止に係る経過措置）

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第41条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第27号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第4条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第6条第2項第2号中「第17条第2項」を「第19条第2項」に改め、同項第3号中「第18条第2項」を「第20条第2項」に改める。

第18条を第20条とし、第17条を第19条とし、第16条を第18条とする。

第15条第2項中「地域活動支援センターは、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図

ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（第21条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用する方法により開催することができるものとする。

- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第15条を第17条とし、第14条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第16条 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第14条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置

を講じなければならない。

本則に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第21条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合における委
員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的
に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、改正後の
大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援
センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第4項
及び第21条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ず
るよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第16条の規定の適用については、同条第
1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しな
ければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行
うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第17条第2項の規定の適用については、
同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。